

はじめに一本書の要点を解説

1 テレワーク（在宅勤務等）の実施について

- 1) 会社は、従業員（雇用労働者）については、その雇用を継続したままで、働き方を「在宅勤務」に変えることができます。
- 2) 在宅勤務に従事している従業員については、通勤勤務している従業員と同様に、労働基準法、最低賃金法などの労働法が引き続き適用されます。
- 3) 実労働時間の算定については、その把握が困難な場合などにおいては、労働基準法の「みなし労働時間制」が適用されます。

つまり、会社の定める就業規則と労使協定で、「在宅勤務する社員については、1日に8時間勤務したものとみなす」と定め、労働基準監督署に届け出ておけば、例え、1日9時間や7時間働いた日があったとしても「8時間働いた」として給与等を取り扱ってさしつかえないということです。

- 4) また、会社を解雇され、または退職した人であれば、会社は、個人事業主として業務委託契約を結び、「在宅就業」の形で働いてもらうことができます。

この場合には、労働基準法、最低賃金法など労働法の規制は、いっさいありません。会社と個人事業主との業務委託契約書の記載内容で報酬などがまります。

2 賃金カット、雇用調整等の実施について

従業員から書面による同意を得ておけばこれらは適法に実施できます。

その従業員の氏名、実施年月日、実施の内容、署名・押印等の記載されている同意書をとっておいてください。

3 関係書類の整備、記録が不可欠なことについて

雇用調整助成金などの助成金の申請、税金の軽減申請、上記1・2に伴うトラブルの防止・訴訟、労働基準監督署対応等々…、いずれも関係書類、記録がなければはじまりません。

経営者、管理監督者、社員、それぞれが、その時々に必要な関係書類、記録を作成しておいてください。

4 最新取扱情報を担当労働行政機関に確認することについて

本書で解説した関係法令・制度・対策の運用・取扱いの変更が、今後、たびたび行われると思われまます。

それぞれの担当機関ごとに、そのホームページの記載内容、電話等で、最新の状況を確認したうえで、対応してください。

本書が、読者の皆様のお役に立つことを願いたします。

令和2年6月

瑞宝小綬章受章

(平成28年11月3日)

元厚生労働省長野、沖縄労働基準局長
布施直春

第1章

テレワーク（在宅勤務・在宅 就業等）の導入のしかた



1 ホームワーク、テレワーク



Q₁ ホームワークとは

A パソコンなどの利用により自宅で仕事をして、報酬を得る働き方全般のことです。

1 ホームワークの種類は

ホームワークには、次の2つがあります。

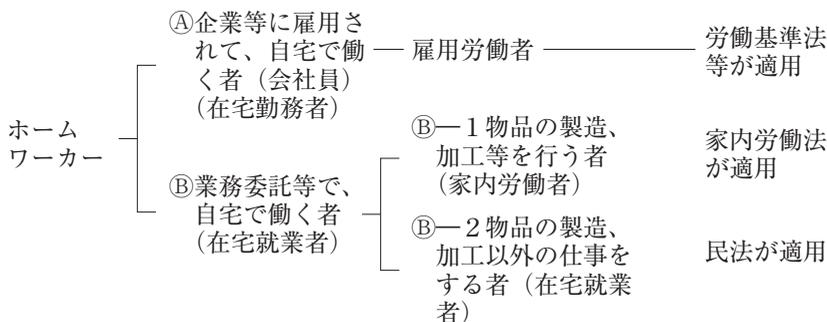
- ①在宅勤務：労働契約により雇用労働者として勤務し、労働基準法等の労働関係法令と社会・労働保険法令が適用されるもの
- ②在宅就業：業務委託・請負等の契約で働き、労働基準法等の労働関係法令と社会・労働保険法令が適用されないもの

2 ホームワーカーは3種類

ホームワーカー（ホームワーク従事者：自宅等で仕事をする人全般）は、どのような法律が適用されるかにより、**図表1**のように3つに分かれます。

まず、「①雇用契約（労働契約）で働く会社員で、労働基準法等が適用される人」「②請負・委託等の契約で働き、労基法が適用されない人」と、の2つに大きく分かれます。

図表1 ホームワーカーの3分類



そして、②のうち「物の製造、加工等を行う者」は「家内労働者」と呼ばれ、家内労働法が適用されます。

3 ホームワーカーに適用される具体的な法律は

図表2のとおりです。

図表2 ホームワーカー（自宅等で仕事をする人全般）に適用される法律

| 分類 | 判断基準 | 適用される法律 |
|----------------------------------|--|--|
| ① 「雇用労働者（在宅勤務社員）」である場合 | 労働契約、請負契約といった形式的な契約の名称、形態は関係なく、労働者性（使用従属性）の有無等で判断される | 労働基準法、労働契約法、最低賃金法、労働安全衛生法、労災保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法等 |
| ② 「家内労働者」である場合（在宅就業者の一部） | 家内労働法の「委託を受けて、物品の製造、加工を行う者」に該当するか否かで判断される | 家内労働法（注）、民法（請負、準委任等に関する規定）、国民健康保険法、国民年金法 |
| ③ ①、②に該当しない場合（在宅の委託業務就業者：個人事業主等） | 上記①、②の各判断基準に該当しない者 | 民法（同上）、国民健康保険法、国民年金法 |

（注）業務を委託する会社等から家内労働者に対して、家内労働手帳の交付、手帳への契約内容・就業状況の記載等が義務づけられている。

Q₂ テレワークとは

A ②テレワークとは、情報通信ネットワークを利用して働き、勤務場所が会社に限定されない働き方全般のことです。

1 テレワークとは

テレワークというのは、情報通信ネットワークを活用して、時間と場所に制約されることなく、自宅、サテライトオフィス（出先の小事務所）、その他で、いつでも、どこでも仕事ができる働き方全般のことです。

2 テレワークの種類は

テレワークは、ホームワークを含み、ホームワークよりも広い働き方全般をいいます。テレワークは、企業等との雇用関係の有無、労基法の規制の有無等により、**図表3**のように2つに分類されます。

図表3 テレワークの種類

| 契約の種類 | 働き方 |
|------------------------|---|
| ①労働契約（労働基準法等が適用される労働者） | ①在宅勤務 ②サテライトオフィス勤務 ③リゾートオフィス勤務 ④直行直帰勤務 ⑤モバイルワーク（働く場所を固定しないもの）など |
| ②業務委託、請負等の契約 | SOHO〔スモールオフィス・ホームオフィス＝在宅就業等〕 |